

令和7(2025)年度 燃料電池自動車導入事業費補助金

申請等手続きに関する手引き

令和7(2025)年4月1日発行
栃木県環境森林部気候変動対策課

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、水素が日常生活や産業活動に普遍的に利用される水素社会の実現に向け、燃料電池自動車（F C V）を導入する者に対し、補助金を交付することにより、水素の需要創出と環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(2) 補助金の概要

項目	内容
補助対象設備	F C V（燃料電池自動車） ・ 初度登録が令和7（2025）年3月1日～令和8（2026）年2月28日のもの。 ・ 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が栃木県内にあること。 ※令和8年3月以降登録の自動車の取扱いは、追ってお知らせします。
補助対象者	① 県内に主たる住居、事務所若しくは事業所を有する個人 ② 県内に事務所若しくは事業所を有する法人（国、地方公共団体を除く）
補助額	国のクリーンエネルギー自動車（C E V）補助金※の1／2：上限100万円 ※（一社）次世代自動車振興センターが執行するもの。

2 申請手続きについて



() 内の数字は、以降の手続き項目に対応

(1) 交付申請書の提出（申請者→県）

- ☐ 車両登録及び車両代金の支払い完了後、【必要書類一覧表】に記載の書類を揃えて提出してください。
- ☐ 提出方法は郵送、または持参とします。なお、郵送の場合は、書留等配達記録が確認できる方法で行ってください。
- ☐ 書類に不備がある場合は有効なものとみなしません。全ての書類が整った段階で受理します。

(提出先)

気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 県庁舎本館 11 階

電話番号：028-623-3262

E-mail : kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

【必要書類一覧表】

番号	必要書類	申請者		
		法人	個人	備考
1	交付申請書	○	○	-
2	誓約書	○	○	-
3	導入車両（購入し、又はリース契約等を締結した燃料電池自動車をいう。）に係る請求書又は契約書 ※リース契約等の場合は、リース契約書 ※割賦販売の場合、申請者が契約者となっているローン契約書も併せて必要 ※車両登録番号及び車台番号の記載が必要。リース契約等を除き、車両導入価格の記載も必要	○	○	写し
4	導入車両の代金の支払いに係る領収書 ※販売会社等の印があるものに限る。 ※リース契約等の場合は、借受証	○	○	写し
5	導入車両の自動車検査証 ※電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項	○	○	写し
6	登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※申請日時点で、発行日から3ヶ月以内のものに限る。	○	-	原本
7	住民票 ※申請日時点で、発行日から3ヶ月以内のものに限る。	-	○	原本
8	納税証明書（栃木県税に滞納がないことの証明書） ※申請日時点で、発行日から3ヶ月以内のものに限る。	次の通り		
	県税事務所で発行されるもの	○	○	原本
	市町役所で発行されるもの（個人県民税のみで可）	-	○	原本
9	その他知事が必要と認める書類	-	-	-

(2) 交付決定通知書の送付（県→申請者）

- ☐ 申請内容を審査し、補助の要件に適合した場合、交付決定通知書を送付します。
- ☐ 受理後、審査に1ヶ月程度の時間を要する場合があります。

(3) 補助金の交付（申請者→県）

- ☐ 交付決定通知書が届いたら、交付請求書（様式第4号）をご提出ください。その際、振込先口座が分かる通帳の写しを添付してください。ご指定の金融機関へ補助金をお振り込みします。

